

原子力発電所安全対策をはじめとする 地震・津波等への安全対策について

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、
経済産業省、国土交通省

福島第一原子力発電所での事故を踏まえ、見直しが必要である原子力防災指針及び防災基本計画が、未だ国から示されておらず、関係地方自治体においては、暫定の地域防災計画しか策定できない状況にあります。早急に計画等を策定するとともに、地震・津波対策検討の前提となる科学的な調査等について、以下の検討をお願いいたします。

京都府からの提案

1 原子力発電所安全対策

○ 事故発生時の対応の確立と防災対策への支援

避難のシミュレーションに必要なMACCS2、SPEEDIなどの**放射性物質の拡散予測システムの整備**とそれに伴う**避難体制を確立するとともに、現オフサイトセンターのあり方を検討した上で早急に京都への設置**等を図られたい。

特に、SPEEDIの30km圏への対象範囲の拡大については、早急に対応されたい。

また、モニタリングの果たす役割は重要であり、**モニタリング情報共有化システム（ラミセス）に係る費用は一括して国が負担し、モニタリングポストやテレメータシステムを停電時も稼働できるように機能強化を図り、常時監視体制を構築**されたい。

あわせて、UPZ(概ね30km)圏内に係る**原子力防災資機材の整備、避難シミュレーション等に要する費用**について、所要の**財政措置**を講じていただきたい。

○ 原子力発電所の安全対策の構築

安全対策に責任を持つ**原子力規制庁を早急に設置**し、今回の**事故原因の究明**や、その**情報を開示**するとともに、事故の知見を踏まえた**安全基準を早急に示して**いただきたい。

また、原子力政策については、使用済み核燃料の最終処理体制の確立も含め、エネルギー政策についての中長期的な視点から、国として**十分な説明**を行っていただきたい。

2 地震・津波対策に係る調査の推進

- 原子力発電所の安全性を点検するため、地震・津波対策検討の前提となる日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査を速やかに実施し、その結果を情報提供されたい。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づく基本指針に基づき、都道府県知事が行う浸水地域等の設定に必要な断層モデルについて、国は、日本海側の地域に関するモデルを速やかに提示されたい。
- 南海トラフの巨大地震に伴う液状化危険度や人的・物的被害予測について、地域防災計画の見直しに活用できるよう、詳細なデータを提供されたい。

京都府の現状・課題等

◆原子力発電所安全対策について

再稼働に向けた動きが進む大飯発電所について、平成 24 年 4 月 17 日に京都府知事と滋賀県知事が政府に対して防潮堤などの恒久的な安全対策、国民への十分な説明など 7 項目にわたって共同提言を行った。

◆地震・津波対策に係る調査の推進

本府における地震・津波対策については、「京都府地域防災計画（震災対策計画編）」で定めているが、東日本大震災では事前に想定していた規模を超える地震、津波が発生し、甚大な被害を招いたことから、地震・津波対策を検討するためには日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査及び南海トラフの巨大地震の被害想定などについて検証が必要である。

【京都府の担当部局】

府民生活部 防災・原子力安全課	075-414-5615
文化環境部 環境・エネルギー局 環境管理課	075-414-4709

基本指針の概要

基本指針とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な指針として国土交通大臣が定める。

記載事項

1. 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

- 東日本大震災の経験や津波対策推進法を踏まえた対応
- 最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」
- ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防衛」
- 地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で効果的に推進
- 津波に対する住民等の意識を常に高く保つよう努力

2. 基礎調査について指針となるべき事項

- 津波対策の基礎となる津波浸水想定の設定等のための調査
- 都道府県が、国・市町村と連携・協力して計画的に実施
- 海・陸域の地形、過去に発生した地震・津波に係る地質等、土地利用の状況等を調査
- 広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）については国が実施

3. 津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

- 都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定
- 津波浸水シミュレーションに必要な断層モデルは、中央防災会議等の検討結果を参考に国が提示
- 中央防災会議等で断層モデルが検討されていない海域でも、今後、過去の津波の痕跡調査等を実施し、逆算して断層モデルを設定
- 広報、印刷物配布、インターネット等により、住民等に十分周知

4. 推進計画の作成について指針となるべき事項

- 市町村が、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて総合的に描く
- 既存のまちづくりに関する方針等との整合性を図る

右上に続く

- ハード事業と警戒区域の指定等のソフト施策を効果的に連携
- 効率性を考えた津波防護施設の整備
- 防災性と生活の利便性を備えた市街地の形成
- 民間施設も活用して避難施設を効率的に確保
- 記載する事業等の関係者とは、協議会も活用して十分に調整
- 対策に必要な期間を考慮して将来の危機に対し効果的に対応

5. 警戒区域・特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

＜津波災害警戒区域＞

- 住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、都道府県知事が指定する区域
- 避難施設や特別警戒区域内の制限用途の建築物に制限を加える際の基準となる水位（基準水位）の公示
- 警戒区域内で市町村が以下を措置。
 - － 実践的な内容を盛り込んだ市町村防災計画の作成・避難訓練の実施
 - － 住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知
 - － 指定・管理協定により、地域の実情に応じて避難施設を確保
 - － 社会福祉施設等で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

＜津波災害特別警戒区域＞

- 防災上の配慮を要する者等が建築物の中に居ても津波を「避ける」ことができるよう、都道府県知事が指定する区域
- 生命・身体に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の建築行為・開発行為を制限すべき区域を指定
- 指定の際には、公衆への縦覧、関係市町村の意見聴取等により、地域の実情を勘案し、地域住民の理解を深めつつ実施